

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第16回 著名事件と弁護士活動

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 藤原 寛治 (17期)

1 明治後期の時代風潮と著名事件

明治憲法公布(明治22年)以降の明治期のがわが国は、近代国家の骨格を作りつつ富国強兵へ突き進み、官業と政府の庇護を受けた民業が飛躍的に力を伸ばし、戦勝気分が酔った危ういナショナリズムが高揚した一方で、労働者や農民の困窮が際立った時代で、足尾銅山鉍毒事件(33年)、東京市疑獄事件(28年及び34年)、日本製糖疑獄事件(42年)、日比谷焼き打ち事件(38年)、大逆事件(44年)など、この時代を色濃く反映した数々の事件が起きた。なかでも足尾銅山鉍毒事件は、明治初年に閉山同然だった銅山が、明治10年頃以降、国内銅生産の40%を産出する大鉍山に急成長したが、その過程で、堆積した鉍山廃棄物を山地から渡良瀬川に大量に流下させ同川下流の栃木・群馬両県下にまたがる広範な平野部に深刻な水質・土壌汚染を齎して重大な公害事件を引き起こし、代議士田中正造の指導の下に立ち上がった地域農民が政府に集団請願(押し出し)を繰り返し、その四度目の明治33年、ついに農民と官憲が激突して多数の農民が兇徒聚集罪で拘束・起訴された事件である(川俣事件)。それに引き続いて起きた同鉍山暴動事件(40年)とともに、富国強兵の旗印と公権力の支えのもとで驀進する初期資本主義企業と困窮する農民、労働者の激突という、この時代を色濃く反映した事件と言える。

2 著名事件で奮闘した弁護士たち

足尾銅山鉍毒事件では、前橋や宇都宮などの地元弁護士とともに花井卓蔵、卜部喜太郎、山田喜之助、三

好退蔵、鳩山和夫、飯田宏作、長島鷲太郎、小川平吉、元田肇、竹内平吉、角田真平、今村力三郎など多くの会長経験者を含む当会所属の有力弁護士が兇徒聚集罪に問われた農民たちの弁護に無報酬で加わり、「被害農民は各人の請願権を行使したもので、決して暴動目的をもって集まった団体ではない。請願は正当な権利行使であるから官庁との交渉は喧嘩ではない。被告人らが兇徒に変した証拠もないし、社会公衆が恐懼したという事実もない。本件はむしろ警察官の一方向的暴行によるものである。ゆえに兇徒聚集罪は成立しない」等、事実と法律両面にわたり事件の本質を鋭く突く堂々の論陣を張って力を尽くした。第一審判決は兇徒聚集罪では全員無罪、官吏抗拒罪で51名中無罪22名となり、その後、控訴審、上告審差戻し控訴審を経て、最終的には兇徒聚集罪と官吏抗拒罪のいずれについても全員無罪の判決で終わった。当会先輩会員らのこの輝かしい活動は、当時の被害農民から弁護団への熱い感謝状=写真=が当会会員控室(4階)に掲げられて今に伝えられている。

なお、日比谷焼き打ち事件でも、花井卓蔵、原嘉道ら当会所属の著名弁護士多数が刑事弁護に参加して市民の言論、集会、出版の自由と警察権力の横暴な行使を批難して闘い、事件の中心人物の殆どに無罪判決や公訴不受理を勝ち取っている。日弁連『弁護士百年』(昭和51年刊35頁)は、「のちには大家は金持ちの人権だけを守り、貧乏人の人権が蹂躪されても、見て見ないふりをするといわれたものであるが、この時代には、みんなが純真であった。政府から蛇蝎のように嫌われている社会主義者を弁護したり、

日比谷焼き打ち事件では、班に分けて各所で人権蹂躪の事実を調査して回り、検事を糾弾し・・・た」とこうした時代の弁護士の有り様を総括している。

